

2020年10月1日

## エア・ウォーターでんき powered by ほくでん の電気料金の見直しについて

## 1. 電気料金の見直しについて

2020年10月1日から、「エア・ウォーターでんき powered by ほくでん」の電気料金を以下のとおり見直いたします。

	値下げ単価 (税込み)
使用電力量 1kWh につき	▲0円01銭

(2020年10月1日実施の電気料金単価表)

区 分	単 位	単 価 (税込み)
基 本 料 金	10A	1契約 341円00銭
	15A	1契約 511円50銭
	20A	1契約 682円00銭
	30A	1契約 1,023円00銭
	40A	1契約 1,364円00銭
	50A	1契約 1,705円00銭
	60A	1契約 2,046円00銭
電 力 量 料 金	最初の120kWhまで	1kWh 23円97銭
	120kWhをこえ280kWhまで	1kWh 30円26銭
	280kWhをこえる分	1kWh 33円98銭

※ 電気料金単価表には、燃料費調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は含んでおりません。

## 2. 各種約款の見直しについて

2020年10月1日から、「エア・ウォーターでんき powered by ほくでん」をご利用のお客さまに適用している「電気需給約款 [低圧]」および「エア・ウォーターでんき (料金表)」(以下「各種約款」といいます。)を以下のとおり見直いたします。

なお、変更する各種約款は、弊社ホームページからご確認いただけます。

## (1) 電気料金の見直し

「エア・ウォーターでんき (料金表)」について、2020年10月1日実施の料金に見直しいたします。

## (2) 北海道電力株式会社の分社化に伴う見直し

- ・2020年4月1日における北海道電力株式会社の分社化に伴い、計量器の検針や計量値の確認、送配電に係る供給設備や電気工作物の設計・施工・改修・検査・保安等、工事費負担金等の算定、お客さまの電気工作物の調査などの業務について

は、一般送配電事業者である北海道電力ネットワーク株式会社が実施しております。

- ・各種約款の規定のうち、北海道電力ネットワーク株式会社が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）に関連する規定や、北海道電力ネットワーク株式会社が実施する業務に関する規定について、託送約款等の定めによることを明記するほか、業務の実施主体を明確にするなどの見直しをいたします。
- ・また、実質的なお取扱いの変更はございませんが、当該見直しに合わせて、参照法令の明確化や表現の見直し、不必要な規定の削除などの所要の見直し（実質的なお取扱いの変更はございません。）をいたします。

以 上

#### （お問い合わせ先）

エア・ウォーター北海道株式会社

（住所）札幌市中央区北三条西一丁目2番地

（電話）0120-707-565（受付時間：24時間365日）

※ 弊社は、小売電気事業者である北海道電力株式会社（〔所在地〕札幌市中央区大通東1丁目2番地〔小売電気事業者登録番号〕A0267）が供給する低圧の電気に関する需給契約の取次ぎを行っております。